

飯豊 BC スポーツ少年団父母会会則
飯豊 BC スポーツ少年団規則

補足（指導要綱等）
倫理綱領
ガバナンス

飯豊体育協会バドミントンクラブ
飯豊バドミントンクラブスポーツ少年団

飯豊 B C

飯豊 BC スポーツ少年団父母会会則

(2020年12月17日制定)

(総則)

第1条 名称及び構成

1. 名称 本会は飯豊 BC スポーツ少年団父母会と称する。(以下「父母会」という。)
2. 構成 本会は飯豊 BC スポーツ少年団 (以下「スポーツ少年団」という) の保護者及び目的に賛同する個人、団体をもって組織する。

(目的)

第2条 父母会はスポーツ少年団の健全な育成のための活動を行う。

1. スポーツ少年団の活動、目的達成のための育成援助。
2. スポーツ少年団が参加する交流活動、大会参加への援助。
3. 会員相互の親睦と体力向上のための活動。
4. 練習、試合等への送迎。
5. その他スポーツ少年団育成に必要な事項。

(心得)

第3条 父母会に入会する者は、次の事項を心得とする。

1. 指導者への感謝の気持ちを忘れないこと。
2. 指導方針、指導内容について一任し、苦情や提言は一切行わないこと。
3. スポーツ少年団や父母会で知り得た情報 (個人情報、メンバー編成、戦術) を他団体に拡散したり、SNS への投稿を行わないこと。
4. 学校関係、教育委員会、その他団体や組織に、指導者やスポーツ少年団、父母会活動の批判、苦情、申し立て等は一切行わないこと。
5. 試合の勝敗や結果に拘らず、教育的立場で考えること。
6. 入団、退団、活動は各自自己責任で判断し他人への責任転嫁はしないこと。
7. 指導者に対する非礼、無礼、横柄な態度はとらないこと。
8. 指導者の許可なく団員を勝手に練習場外に連れ出さないこと。
9. 指導者の許可なく団員を勝手に帰宅させないこと。
10. 指導者の許可なく勝手に練習時間を変更しないこと。
11. 指導者に参加を求める事業がある場合は事前に日程の調整を行うこと。
12. 中学生は、学校顧問に陳情して指導者の決定を覆そうと画策しないこと。
13. 小学生、中学生には原則として、携帯電話、スマートフォンは持たせないこと。
14. 小学生、中学生の SNS 使用は原則として禁止していること。
15. 運営について良い意見がある場合は提案してください。

(役員)

第4条 父母会に次の役員をおく。役員は総会において選出する。

会長兼副団長 1名 互選

互選とし立候補は認めない。

副会長 2名

互選1名、会長指名1名とする。

事務局（会計兼ねる 4名以内（事務局長1名、事務局員3名以内）

立候補及び互選とする。

監事 2名

立候補及び互選とする。

(役員任期)

第5条 役員任期は次のとおりとする。

1. 役員任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
2. 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員任務)

第6条 役員任務は次のとおりとする。

会長は団長を補佐し、団長の指示のもと、父母会を統括し指導者が団員の指導に専念できる環境を整備する。

1. 会長は父母会を代表し会務を総括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 事務局は父母会の会計及び事務を処理する。
4. 監事は父母会の会計を監査する。
5. 会長は必要と認めた時、または役員より請求があった場合、役員会を招集できる。
6. 会長は団長合同三役会議を招集できる（会長、副会長、事務局、団長）。
7. 会長もしくは副会長は救急箱備品の定期点検を行うこと。

(顧問、相談役)

第7条 父母会に総会の承認を得て顧問、及び相談役を若干名おくことができる。

(役員解任)

第8条 団長、父母会長、父母会員は役員解任について以下の権限を有する。

1. 団長は、父母会長を解任できる。
2. 父母会長は、父母副会長を解任できる。
3. 父母会員は父母会員の過半数の賛成を以って父母会長及び父母副会長を解任できる。

4. 父母会長（父母会副会長）は、団長（父母会長）から解任権を行使された場合、父母会員へ棄却権の行使を求めることが出来る。その際は48時間以内に臨時父母総会を招集する旨を会員に通知し7日以内に臨時父母総会を開催すること。棄却権は、父母会員の過半数を以って行使できる。

（会費及び会計）

第9条 父母会の運営費は会費、寄付金及びその他の収入をもってこれに当てる。

1. 会費は、総会で決定する。
2. 事業及び会計年度は6月1日に始まり5月31日に終わる。
3. 財政について定期総会に決算の報告を行う。

（総会）

第10条 総会は会長が招集し、議長は会長が務める。

1. 総会は出席会員及び委任状の過半数をもって成立する。
2. 総会を欠席する場合は、総会における全ての権利を会長または団長に委任し、決定事項に関して遵守する。
3. 議事は出席者の過半数により決し、可否同数の時は議長がこれを決める。
4. 会長は毎年1回、会計年度終了後2ヶ月以内に定期総会を召集する。
5. 会長は必要と認めるとき、又は会員の多数の同意を得て総会招集のあった場合は、臨時総会を招集することができる。
6. 団長は必要と認めるとき、臨時総会の招集を会長に指示できる。

（決議事項）

第11条 総会は次の事項を決議する。

1. 事業の計画及び収支予算に関する事項。
2. 事業の報告及び収支決算に関する事項。
3. 会則の改廃に関する事項。
4. 会費に関する事項。
5. その他必要と認められた事項。

（体育館鍵開け）

第12条 体育館の鍵開けについては、次のとおりとする。

1. 体育館の鍵開けは輪番制とする。
2. 都合の悪い者は前もって会長に報告、若しくは会員同士で交替して差し支えない。
3. その日の鍵開け当番になっている会員は、指導者が来るまで付き添い、帰りの戸締りも必ず行うこと。

(事故防止及び責任)

第 13 条 本少年団は永続的发展のため次の事項を定める。

1. 少年団の通常の練習及び試合における不慮の事故並びに障害については、スポーツ傷害保険加入により保障することとし、指導者にその責任を負わないものとする。
2. 保護者は、少年団活動に参加させるにあたり、事前に児童の健康チェックを行うこと。

(入団)

第 14 条 本少年団への入団は、入団申込書に必要事項を記入し、本人の意思確認をした上で、事務局に提出し団長の入団許可があれば団員登録をする。

(退団)

第 14 条 本少年団からの退団は都度できるものとする。但し、本人(団員)の意思を尊重する。途中退団の場合は事務局と協議の上、会費を返却する。

(再入団)

第 15 条 一度退団したものが、再入団を希望する場合は、団長の許可の他、父母会員全員の許可を必要とする。

(コンプライアンス違反)

第 16 条 コンプライアンス違反と認められる事由が発生した場合、直ちに会長に報告しコンプライアンス委員会を招集する。

第 17 条 コンプライアンス委員は、会長 1 名、副会長 2 名、事務局長 1 名、団長 1 名、指導者 2 名の 7 名を基本として、委員の過半数が必要と認めた場合は有識者を含めることが出来る。但し、当事者は委員から除外する。

附則 1 この会則は、2020 年 12 月 17 日から施行する。

附則 2 この会則は、2023 年 10 月 5 日から一部改正施行する。

附則 3 この会則は、2024 年 9 月 1 日から第 6 条 7 を追記施行する。

附則 4 この会則は、2025 年 2 月 15 日から第 16 条及び 17 条を追記施行する。

申し送り事項

※旧父母会会則は 2020 年 12 月 14 日に廃止し 2020 年 12 月 17 日より新設された。

※コンプライアンス：法令遵守、規則遵守、倫理観に反さない、と言う意味で使われます。

飯豊BC（スポーツ少年団中学生カテゴリー）規則

第1条 名称及び構成

1. 本スポーツ少年団は飯豊BCという。
2. 本団は原則として、飯豊地区を中心に市内の中学生で構成される。
3. 入団を希望する中学生が市外であっても団長の許可があれば入団できる。

第2条 目的

1. バドミントンのルール、マナーの習得。
2. 技術の向上。

第3条 団員綱領

1. スポーツを通して、健全なる精神と身体の育成をはかる。
2. 競技を通して、ルール、マナーの重要性を教え、社会的ルール、マナーを守ることを身につける。
3. 一つの目標に向かって団結し、協力、協調融和、助け合いの精神を身につける。
4. 団結は力なり。
5. 欲は人を向上（成長）させ、強欲（過ぎる欲）は身を亡ぼす。
6. 「お願いします」「ありがとうございました」の感謝の気持ちを忘れない。

第4条 入団及び退団

1. 入団は団長の許可による。
2. 退団は本人の申し出による。
3. 一度退団したものが再入団する場合は、団長の許可のほかに父母会の了承がなければ再入団できない。
4. 団長は、団員及び父母（保護者）が飯豊BCスポーツ少年団規則または、飯豊BCスポーツ少年団父母会会則に違反した場合、団員を除名することができる。

第5条 禁止事項

1. 練習会場、試合会場への携帯電話、スマートフォン、ゲーム機の持ち込み禁止。
2. SNSの使用禁止。
3. 誹謗中傷、責任転嫁の禁止。

附則

この団規則は平成10年7月5日より施行する。

この団規則は平成15年6月7日より一部改正施行する。

この団規則は令和5年10月5日より一部改正施行する。

この団規則は令和6年2月1日より一部改正施行する。

この団規則は令和7年2月15日より一部改正施行する（名称）。

飯豊BC（スポーツ少年団小学生カテゴリー）規則

第1条 名称及び構成

1. 本スポーツ少年団は飯豊BCという。
2. 本団は原則として、飯豊地区を中心に市内の小学生で構成される。
3. 入団を希望する小学生が市外であっても団長の許可があれば入団できる。

第2条 目的

1. バドミントンのルール、マナーの習得。
2. 技術の向上。

第3条 団員綱領

1. スポーツを通して、健全なる精神と身体の育成をはかる。
2. 競技を通して、ルール、マナーの重要性を教え、社会的ルール、マナーを守ることを身につける。
3. 一つの目標に向かって団結し、協力、協調融和、助け合いの精神を身につける。
4. 団結は力なり。
5. 欲は人を向上（成長）させ、強欲（過ぎる欲）は身を亡ぼす。
6. 「お願いします」「ありがとうございました」の感謝の気持ちを忘れない。

第4条 入団及び退団

1. 入団は団長の許可による。
2. 退団は本人の申し出による。
3. 一度退団したものが再入団する場合は、団長の許可のほかに父母会の了承がなければ再入団できない。
4. 団長は、団員及び父母（保護者）が飯豊BCスポーツ少年団規則または、飯豊BCスポーツ少年団父母会会則に違反した場合、団員を除名することができる。

第5条 禁止事項

1. 練習会場、試合会場への携帯電話、スマートフォン、ゲーム機の持ち込み禁止。
2. SNSの使用禁止。
3. 誹謗中傷、責任転嫁の禁止。

附則

この団規則は平成10年7月5日より施行する。

この団規則は平成15年6月7日より一部改正施行する。

この団規則は令和5年10月5日より一部改正施行する。

この団規則は令和6年2月1日より一部改正施行する。

この団規則は令和7年2月15日より一部改正施行する（名称）。

補則

指導要綱

1. バドミントンは個人競技ですが、当団では、チームワークを重視します。
2. 基本的なモラルを身に付けます。
3. 競技スポーツを目的に練習します。
4. 練習はきつく、試合は楽しくをモットーとしています。
5. 文武両道が基本です。

指導基盤

当少年団では、礼儀、マナー、ルールを重視しています。公共の施設を利用し、コーチ、地域、学校といろいろな人たちの協力があって練習ができていて、大会が行われていることを理解してもらいます。スポーツ選手として大会に参加することは、チームの代表として参加することであって「強ければ大会に出ることができる」ものではありません。「チームの代表として資質のある選手」が大会に出場することを教えます。「ルール、マナーなくしてスポーツは成り立たない。」が私のモットーです。

基本的なルールである、脱いだ靴はそろえる、付けた電気は消す、開けた戸は閉める、使ったものは片づける、借りていないものは使用しない、使用した施設は綺麗にして返す、挨拶は大きい声です、**「お願いします」**、**「ありがとうございました」**の気持ちを忘れない、決められたことは守る等、当たり前前のができなくてスポーツ選手としてのルール、競技ルールを守ることはできません。強くなればなるほど規則が厳しくなります。世界のトップ選手になると、自分の所在を明らかにし定期的な連絡をしなければいけません。スポ少を休むのに連絡もできない子ができるでしょうか。食事、給水も、試合時間、コンディショニング等、ジュニアから**「自分で自分に責任を持つ」**習慣を身に付けさせます。

誹謗中傷や責任のなすりつけ、無責任な行動と言動などは禁止です。そのような行為を指導者が確認した場合は注意し、改善が見られない場合は除名とします。

健全な精神の下に行われた試合は、勝ち負け以上に感動を生みます。これは努力したものにだけ与えられる栄光です。子供たちにはたくさんの感動とドラマがあります。

倫理綱領

【理念】

1. 生涯を通じて行われるスポーツは、豊かな生活と文化の向上に役立ち、人々にとって幸福を追求し健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものである。
2. スポーツは、性別や年齢、障がいの有無などに関係なく、全ての人々が自由に楽しむ文化であり、スポーツを楽しむことは、全ての人々の基本的な権利である。
3. フェアプレーの精神を尊重し、公平性及び公正性を確保するため、スポーツの価値を損なう次の各号に定める不適切な行為を行わず、強要せず、黙認せず、許さず、その根絶に努めるものとする。
 - ① 暴力、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント又は人種、性別、障がいの有無などによる差別等の行為
 - ② ドーピングや勝敗に関わる不正な操作等の不正行為。

【団員】

1. スポーツをとおして健康なからだと心を養います。
2. スポーツのよこびを学び、友情と協力を大切にします。

【指導者】

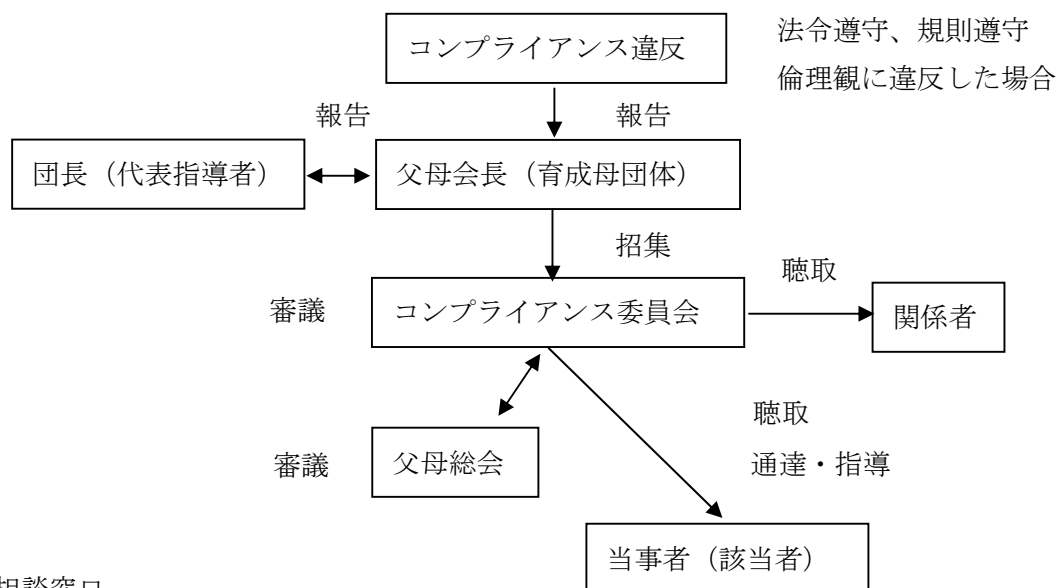
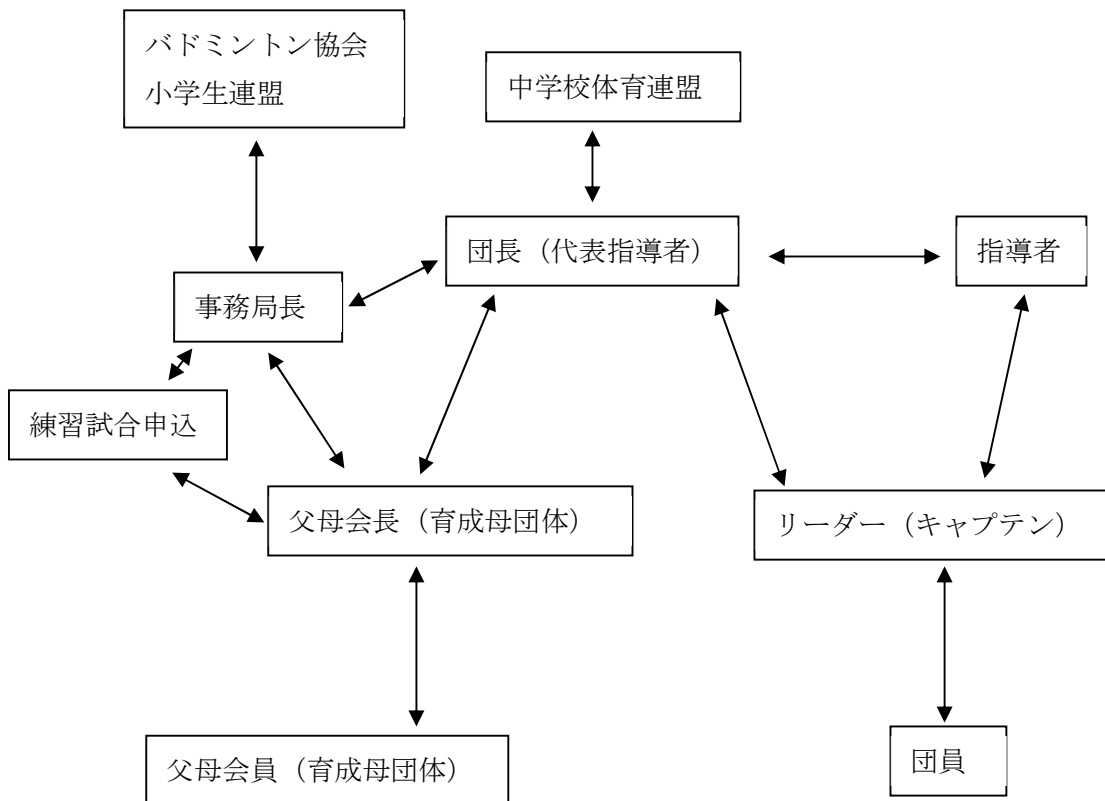
1. 次の時代を担う子どもたちの健全育成のために努力します。
2. スポーツのもつ教育的役割を果たすために努力します。
3. 子どもたちのもつ無限の可能性を開発するために努力します。
4. スポーツの理念に基づき、規則を遵守し、指導者相互及び育成母団体に対して尊敬と協力を努め真摯な態度と誠意を以て接します。

【父母会】

1. 育成母団体として会員相互の親睦を図り、団員の育成に尽力します。
2. 育成母団体として会員相互に協調し必要な事業を推進します。
3. スポーツの理念に基づき、規則を遵守し、会員相互及び指導者に対して尊敬と協力を努め真摯な態度と誠意を以て接します。

管理体制模式図（ガバナンス）

【連絡系統】



相談窓口

○日本スポーツ協会ホームページ <https://www.japan-sports.or.jp/>